

別表（第3条関係）

| 奨励金の種類 | 交付対象者 | 奨励金額 | 交付の制限 |
|---------------------|---|------------------|--------------------------------|
| 新規学卒者及びU・Iターン者就業奨励金 | <p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 事業所に継続して1年以上常用雇用者として雇用されている新規学卒者及びU・Iターン者</p> <p>イ 就職後に試用期間又はトライアル雇用期間等（以下「試用期間等」という。）を経て継続して常用雇用者として雇用され、試用期間等の開始日から1年経過した新規学卒者及びU・Iターン者</p> <p>ウ 前2号と同等であると市長が認めた者</p> <p>(2) 国及び地方公共団体の職員でない者</p> <p>(3) 雇用された事業所の事業主と2親等以内の親族関係でない者</p> <p>(4) 奨励金の交付の申請時において当該事業所に雇用されている者</p> <p>(5) 奨励金の交付の申請時において納期の到来した市税の滞納がない者</p> <p>(6) 過去に、この告示による奨励金の交付の決定を受けたことがない者</p> | 10万円 | 1人1回限りとする。 |
| 高齢者雇用奨励金 | <p>次の各号のいずれにも該当する事業所の事業主</p> <p>(1) 新たに高齢者を雇用（一週間の所定労働時間が20時間以上。）し、当該高齢者を12ヶ月以上継続雇用した事業所の事業主。この場合において、当該高齢者は次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 当該高齢者と事業所の事業主が2親等以内の親族関係でない</p> <p>イ 当該高齢者が、雇用された日の前日から過去1年間に事業主と</p> | 雇用した高齢者1人につき10万円 | 同一の事業所において、同一の高齢者1人につき1回限りとする。 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | 雇用、請負、委任の関係にない (2) 奨励金の交付の申請時において 当該高齢者を雇用していること (3) 奨励金の交付の申請時において 納期の到来した市税を滞納してい ないこと | | |
|--|---|--|--|